

道路区域・市有地境界・公共用地境界明示の 制度変更について

【お知らせ】

大阪市建設局が管理する道路の用に供する用地（道路用地）との境界確定については、現在、「道路区域・市有地境界・公共用地境界明示」として、市民からの申請により行ってきましたが、令和元年10月1日より「市有地境界・公共用地境界」については、明示方式から協議により境界確定を行う方式（協議方式）に制度変更する予定としています。

この制度変更に必要な条件整備を進めており、詳細内容につきましては、順次市民の皆様にご案内させていただきますが、先に予定している変更内容の概略をご案内させていただきます。

なお、「道路区域明示」の申請につきましては、令和元年10月以降も引き続き実施しますが、一部手続きや様式等の変更を予定しております。また、現行の「市有地境界・公共用地境界明示」の申請につきましては、令和元年9月30日までの受付となります。

【令和元年10月1日以降の主な手続き内容】

種別	道路区域線 (管理区域)	土地境界線 (道路用地)
申請の書類	道路区域明示申請書	土地境界確定協議申出書 併せて、現況実測平面図の提出 (注) 測量有資格者の方の図面作成が必要となります
境界確定の方法	道路区域明示書の交付	土地境界確定協議書の締結
手数料	申請時に徴収 (一筆につき1,800円)	手数料徴収なし(無料)
図面の作成	本市による 道路区域明示図の作成	申出人による 土地境界確定協議図の作成
	ただし、道路区域線と土地境界線を両方申請した場合、各境界が同一線で確定する時は、協議により本市が作成する道路区域明示図に土地境界確定協議線を載せて表示することができるため、土地境界確定協議図の提出は不要となる場合があります。	

【添付資料】

- ・ 道路区域・市有地境界・公共用地境界明示の制度変更について
（注）内容については、変更する場合があります。
- ・【見本】様式第1号_道路区域明示申請書・土地境界確定協議申出書
（注）本様式については、変更する場合があります。
- ・【見本】様式第2号_土地所有権調査書
（注）本様式については、変更する場合があります。
- ・【見本】様式第3号_道路区域承諾書・土地境界確認書「申請地用」
（注）本様式については、変更する場合があります。
- ・【見本】様式第4号_道路区域承諾書・土地境界確認書「関係地用」
（注）本様式については、変更する場合があります。
- ・ 道路境界明示及び土地境界確定協議に伴う手続きについて（予定）
（注）内容については、変更する場合があります。

【制度変更までの期間中に伴う問合せ】

大阪市建設局総務部測量明示課

住所：大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

電話：06-6615-6651（代表）

開庁時間：月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで

（注）詳細につきましては、順次ホームページへの掲載を予定しています。